

令和4年7月

定例教育委員会会議

会議録

令和4年7月26日開催

会 議 録

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|---|--------|-------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|--------|-------|---------|------|-----------|-------|----------|------|--|--|---------|-------|--|--|
| 開催日時 | 令和4年7月26日(火) | 午後2時 午後3時15分 | 開会 閉会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 場 所 | 旭川市教育委員会 会議室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出席者 | 教育長 及び委員 | 教育長 黒蕨 真一, 教育長職務代理者 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 山崎 與吉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事務局 | 説明員 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>学校教育部長</td> <td>品田 幸利</td> <td>社会教育部長</td> <td>高田 敏和</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>石原 伸広</td> <td>社会教育部次長</td> <td>岩崎 昌美</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>辻並 浩樹</td> <td>文化振興課長</td> <td>高桑 和寿</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>眞田 眞</td> <td>文化ホール担当課長</td> <td>松里 秀一</td> </tr> <tr> <td>適正配置担当課長</td> <td>熊谷 修</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>佐藤 文泰</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 学校教育部長 | 品田 幸利 | 社会教育部長 | 高田 敏和 | 学校教育部次長 | 石原 伸広 | 社会教育部次長 | 岩崎 昌美 | 学校教育部次長 | 辻並 浩樹 | 文化振興課長 | 高桑 和寿 | 学校教育部次長 | 眞田 眞 | 文化ホール担当課長 | 松里 秀一 | 適正配置担当課長 | 熊谷 修 | | | 教職員担当課長 | 佐藤 文泰 | | |
| | | 学校教育部長 | 品田 幸利 | 社会教育部長 | 高田 敏和 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 | 石原 伸広 | 社会教育部次長 | 岩崎 昌美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 | 辻並 浩樹 | 文化振興課長 | 高桑 和寿 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 | 眞田 眞 | 文化ホール担当課長 | 松里 秀一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適正配置担当課長 | 熊谷 修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教職員担当課長 | 佐藤 文泰 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局 職員 | 教育政策課 同 | 朝倉 裕幸 宮嶋 健吏 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 傍聴者 | 0人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公開・非公開の別 | 一部非公開 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 旭川市文化財審議会委員の委嘱について ・議案第2号 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について ・議案第3号 旧旭川市立雨紛中学校施設利活用基本方針について ・議案第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) (仮称) いじめ防止条例の制定について (2) 旭川市議会令和4年第2回定例会の報告について (3) 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について (4) 旭川市民文化会館の在り方の検討について 6 その他 7 閉会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 審 議 内 容 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
| 教 育 長 | <p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和4年7月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p> |
| 教 育 長 | <p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p> |
| 教 育 長 | <p>会議録ですが、令和4年4月定例教育委員会会議（令和4年4月21日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p> |
| 各 教 育 員 長 | <p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、令和4年4月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p> |
| 各 教 育 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和4年4月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> |
| 各 教 育 員 長 | <p>なお、令和4年5月定例教育委員会会議（令和4年5月20日開催）及び令和4年6月定例教育委員会会議（令和4年6月27日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p> |
| 各 教 育 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和4年5月定例教育委員会会議及び令和4年6月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> |
| 教 育 長 | <p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「旭川市文化財審議会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第3号「旧旭川市立雨紛中学校施設利活用基本方針について」、議案第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「（仮称）いじめ防止条例の制定について」及び報告事項（3）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p> |
| 各 教 育 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市文化財審議会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第3号「旧旭川市立雨紛中学校施設利活用基本方針について」、議案第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、</p> |

報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「（仮称）いじめ防止条例の制定について」及び報告事項（3）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

《 報 告 事 項 》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項（2）「旭川市議会令和4年第2回定例会の報告について」、報告願います。

学校教育部長

会期は、令和4年6月6日から同月21日までの通算16日間、学校教育部に係る議案は令和4年度旭川市一般会計補正予算についてでした。

6月2日に経済文教常任委員会が開催され、同委員会で報告を行った遺族側弁護団からの所見書について、自民党・市民会議の高橋委員から、所見書に係る旭川市いじめ防止等対策委員会への改善等の対応について、民主・市民連合の江川委員から、所見書が提出された経緯と教育委員会の受け止めなどについて、公明党の中村委員から、所見書に関わり中間報告の内容の修正等について、日本共産党の能登谷委員から、所見書の受け止めと今後の教育委員会の対応等について、質疑がございました。

次に、6月10日から同月14日までの3日間、一般質問が行われ、自民党・市民会議の佐藤議員から、教育委員会と六稜会との関係について、自民党・市民会議の安田議員から、学年が変わるときのノートの準備について、自民党・市民会議の上村議員から、いじめ問題に係る経緯と今後の展望について、無党派Gの上野議員から、運動部活動の地域移行について、自民党・市民会議の高橋議員から、所見書の提出に係る教育委員会の対応と旭川市いじめ防止等対策委員会の回答、今後の市長の対応等について、日本共産党のまじま議員から、いじめ問題に係る教育委員会の対応に関する見解、再発防止策等について、無党派Gのひぐま議員から、コロナ禍での子どもの心の問題について、民主・市民連合の塩尻議員から、全国的な学校施設におけるエアコン設置の状況について、無所属の横山議員から、教職員の働き方改革と学校の現状、特別支援教育の今後の方向性等について、質問がございました。

次に、6月15日に大綱質疑が行われ、日本共産党の能登谷議員から、令和4年度旭川市一般会計補正予算に関わり、物価高騰対策として、学校給食費の負担軽減の取組について、質疑がございました。

次に、令和4年度予算の補正に係る補正予算等審査特別委員会での質疑が6月15日から同月17日までの3日間行われ、日本共産党の石川委員から、給食の地産地消や無償化等について、無所属の横山委員から、今後の給食費の見通しや一部無償化等について、公明党の室井委員から、値上りの顕著な品目や今後の対策の考え方等について、質疑がございました。

社会教育部長

引き続き、社会教育部関係部分について御報告申し上げます。

一般質問において、1会派1人から質問がございました。

自民党・市民会議の菅原議員から、旭川市の文化意識の高揚と更なる文化モデル都市を目指して、旭川市の各文化施設の現状と活用について、質問がございました。

次に、大綱質疑において、1会派1人から質疑がございました。

無党派Gの上野議員から、令和4年度旭川市一般会計補正予算に関わり、電子書籍導入費について、質疑がございました。

次に、補正予算等審査特別委員会において、1会派1人から質疑がございました。

無党派Gのひぐま委員から、電子書籍導入費について、質疑がございました。

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p> | <p>報告事項（２）「旭川市議会令和４年第２回定例会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（２）「旭川市議会令和４年第２回定例会の報告について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（４）「旭川市民文化会館の在り方の検討について」、報告願います。</p> |
| <p>文化ホール担当課長</p> | <p>旭川市民文化会館につきましては、昭和４９年１２月しゅん工、昭和５０年２月に開館した施設で、建設後約４８年が経過し、建物及び設備の老朽化が課題となっております。これまで、平成２６年度に大規模改修基本計画・基本設計を実施したものの、当初想定より費用が増額となり大規模改修が見送りとなり、また、新庁舎の整備に併せて、建替えの検討がなされるなどの経過もありましたが、建替えの議論が十分ではないなどの市議会での質疑もあり、文化会館の整備につきましては、市民意見を十分に聞き、時間をかけて検討することとなりました。 平成３０年度以降は、アンケート調査や施設見学会の実施などの取組を進めてまいりましたが、現在のところ、整備の在り方についての方向性が定まっていない状況にあります。こうした経過を踏まえまして、今年度においては、社会教育部において、文化会館の整備に係る方向性を定めていきたいと考えております。 具体的な取組といたしましては、市民が参加する旭川市民文化会館の在り方検討会を新たに開催し、意見を収集していくこととなりました。 在り方検討会につきましては、学識経験者の北海道大学大学院工学研究院教授の森先生を進行役として、文化芸術関係者、公募市民など計８名の構成で、年内５回の会議を予定しており、６月２７日に第１回目の会議を開催し、第２回目の会議を７月２９日に開催する予定となっております。 第１回目の会議では、検討会の趣旨、文化会館の整備検討に係るこれまでの経過や施設の利用状況の説明を行い、実際に館内を見学してもらい、施設の現状把握を行いました。 会議の中では、建物内のいろいろな所に高低差があると改めて気付いた、車いすの座席数が少なく、自由に席が選べない、大規模改修で休館期間が発生した場合、興行やイベントなどへの影響が懸念される、安全な建物の中で、安心して演奏できる環境を整備することが重要である、建築当時としては、ハイレベルな建物という印象であるが、現在の基準に照らすといろいろな課題が出てくる、トイレをはじめ、時代に即した対応にアップデートしきれない課題がたくさんある、といった意見や感想がございました。 ７月２９日に開催の第２回目の会議では、平成２６年度に実施した大規模改修基本計画の内容を基に、当時、どのような改修を検討していたのか、大規模改修の事例について理解を深め、意見交換を行う予定となっております。 以降、第３回目の会議では、建替えの先進事例について理解を深め、意見交換を行い、第４回目の会議では、目指すべき文化会館の在り方や整備の方向性についての意見交換、第５回目の会議で、整備の方向性に係る意見の取りまとめを行う予定となっております。 社会教育部においては、この検討会で取りまとめた意見のほか、市の関係部局と連携を密にし、検討会の進捗に応じ、適宜、関係課長会議の開催などを通じ、文化会館の整備の方向性を定めるための諸条件の確認など協議・意見交換を行い、社会教育部としての「旭川市民文化会館整備の方向性（案）」を作成し、年内を目途に、改めて教育委員会会議で御審議いただきたいと考えております。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>報告事項（４）「旭川市民文化会館の在り方の検討について」、御意見、</p> |

| | | |
|-----------|-----|--|
| 山崎委員 | | 御質問等がありますか。 |
| 文化ホール担当課長 | | 整備の方向性を検討していく上で、利用率という観点も大事だと思います。利用率を上げること、また、利用しやすい施設にするためにはどうしたら良いかということを中心に考えながら検討を進めていただきたいと思います。 |
| 教各教 | 育委員 | 長 他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 |
| | 育委員 | 長 それでは、報告事項（４）「旭川市民文化会館の在り方の検討について」は、報告を受けたこととします。 |
| | | 《 そ の 他 》 |
| 教各事 | 育委員 | 長 他に、何かありますか。 ありません。 ありません。 |
| | | 《 秘 密 会 》 |
| 教 | 育 | 長 ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。 議案第１号「旭川市文化財審議会委員の委嘱について」、議案第２号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第４号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、報告第１号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第２号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（３）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することとしたいと思いますが、いかがですか。 |
| 各教 | 委員 | 員 異議ありません。 |
| | 育委員 | 長 「異議なし。」と認め、議案第１号「旭川市文化財審議会委員の委嘱について」、議案第２号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第４号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」、報告第１号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第２号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（３）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、会議録には概要を記載することといたします。 |
| | | <議案第１号「旭川市文化財審議会委員の委嘱について」> 令和４年８月１日から令和６年７月３１日までを任期とする旭川市文化財審議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。 |
| | | <議案第２号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」> 令和４年７月２６日から令和５年６月３０日までを任期とする旭川市民文化会館運営審議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。 |
| 教 | 育 | 長 次に、議案第３号「旧旭川市立雨紛中学校施設利活用基本方針について」、 |

| | |
|---|--|
| 適正配置担当課長 | <p>説明願います。</p> <p>平成21年3月末で閉校となりました旧旭川市立雨紛中学校の土地及び校舎等の利活用につきましては、現在、廃校校舎等の有効活用のため、事業者からの事業提案を広く募集しているところです。</p> <p>本件は、今後、具体的な公募を実施するに当たり、当該廃校校舎の利活用における教育委員会の基本的な考え方を整理し、旧旭川市立雨紛中学校施設利活用基本方針を定めようとするものです。</p> <p>本基本方針においては、学校が地域の教育・文化・生活の中核的な公共施設であったことを踏まえ、教育活動のほか、地域振興に資する事業活動により利活用を図ることを目的とし、教育活動のための利活用とすること、地域振興に資する事業活動のための利活用とすること、そのほか、公共性の高い事業活動のための利活用とすること、この3点のいずれかに該当し、かつ売却による利活用とすることを基本的な方針として定めます。</p> <p>このことに対する効果として、地域の活性化が期待できること、売却収入や維持管理費の削減により財源確保が図られることなどが期待できます。</p> <p>今後の流れにつきましては、売却に係る地積確定及び分筆のための測量や、隣接する小学校との渡り廊下の解体工事を行った後、本基本方針を基に教育委員会で公募要項案を作成し、地域の代表者を委員に含めた利活用候補者選定委員会において協議した上で公募を実施します。その後、利活用候補者選定委員会において利活用候補者を決定後、売却を行うこととなります。</p> |
| 教 育 長 | <p>議案第3号「旧旭川市立雨紛中学校施設利活用基本方針について」、御意見、御質問等がありますか。</p> |
| 本 田 委 員 | <p>現状と課題に体育館煙突内部断熱材のアスベスト含有とありますが、市が除去を行った上で、売却を行うのでしょうか。それとも、利活用者が改修等必要な場合に、利活用者の負担で除去を行うのでしょうか。</p> |
| 適正配置担当課長 | <p>現在、アスベストは安全のために封じ込めを行っており、飛散しないようになっておりますが、利活用に当たり、改修等のため、除去を行う場合は、利活用者の費用負担により、行っていただくことを考えております。</p> |
| 本 田 委 員 | <p>条件が幾つもあると利活用しにくくなると思われませんが、是非利活用に向け取組を進めていただきたいと思います。</p> |
| 山 崎 委 員 | <p>公募に当たっては最低制限価格を設けるのですか。</p> |
| 適正配置担当課長 | <p>プロポーザル方式の公募をするに当たり、価格評定委員会において価格を決定し、その価格を基準に提案をしていただきますが、価格のみではなく、提案内容等を総合的に審査した上で、決定していくこととなります。</p> |
| 教 育 長 | <p>今後の流れについて説明がありました。スケジュール案についても説明願います。</p> |
| 適正配置担当課長 | <p>測量や渡り廊下の解体工事に係る予算については、市議会令和4年第3回定例会に補正予算を提案する予定です。また、公募については、令和5年4月を予定しており、公募後、利活用候補者選定委員会で審査を行い、利活用候補者を決定する予定です。利活用候補者が決定した場合は、その後、地域説明会等を行いながら利活用候補者と調整を進め、早ければ令和6年1月頃に売却を行う予定となっております。</p> |
| 教 育 長 各 委 員 | <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> |
| 教 育 長 | <p>それでは、議案第3号「旧旭川市立雨紛中学校施設利活用基本方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>異議ありません。</p> |
| 各 教 育 長 | <p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旧旭川市立雨紛中学校施設利活用基本方針について」は、原案どおり決定します。</p> |
| <p><議案第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について」></p> | |

令和4年8月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和4年6月1日から同年7月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和4年6月8日から同年7月4日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

教 育 長
眞田学校教育部次長

次に、報告事項（1）「（仮称）いじめ防止条例の制定について」、報告願います。

（仮称）いじめ防止条例制定のスケジュールにつきましては、令和4年3月定例教育委員会会議及び5月13日に開催した令和4年度第1回総合教育会議において、条例制定の基本的な考え方等も含め提案し、これまで、スケジュールに沿った形でおおむね順調に取り組を進めてきたところであります。

総合教育会議後の取組について概要を申し上げますと、市全体の取組として、5月19日の庁内検討会議のほか、7月には、条例検討部会を開催しております。

教育委員会の取組としては、6月30日、7月11日にいじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会を開催するとともに、7月7日には、旭川市いじめ防止等連絡協議会を開催し、条例制定についての協議や意見聴取などを行っております。

また、本日7月26日は、本田委員にも御参加いただいて、生活・学習Actサミットを開催し、条例制定の周知と、条例に盛り込むいじめ防止に向けた児童生徒の心構え等について協議を行ったところでございます。

次に、条例制定のよりどころとなる、旭川市のいじめ対策の基本的な考え方についてですが、本市の現状認識といたしまして、いじめの「未然防止・早期発見」、「早期対応・早期解決」、「重大事態への対処」において、それぞれに改善すべき課題があると捉えております。そのため、（仮称）いじめ防止条例において、「学校・教育委員会の体制強化」や、「いじめ対策専門部署の設置」、「関係機関や地域住民との連携」について条例に明記し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整備するなど、教育・行政・地域の連携による「旭川モデル」の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（仮称）いじめ防止条例骨子案の概要についてですが、条例には、目的、定義、基本理念を示すとともに、「市及び教育委員会の責務」、「学校及び教職員の責務」、「保護者の責務」、「児童生徒の心構え」、「市民、地域活動団体、事業者などの市民等の役割」、「関係機関の役割」を明記したいと考えております。

また、基本的施策等として、「いじめ防止基本方針」、「組織」、「未然防止・早期発見」、「早期対応・早期解決」、「重大事態への対処」の5つの項目について、市長及び市長部局、教育委員会、学校の三者の取組を、条例に盛り込んでいきたいと考えております。

これらの項目、内容について、条例制定に向けた懇話会の参加者や、有識者等から御意見をいただきながら、条例への位置付けを検討しているところであります。骨子案がまとまりましたら、改めて、内容等について、

| | | |
|-------|-----------|---|
| | | 御審議いただく予定でございます。 |
| | | 次に、条例制定のスケジュールについては、おおむね当初の予定どおり進められていると先ほど御説明しましたが、市長部局のいじめ対策専門部署の設置に関わり、有識者から示された御意見を踏まえ、条例制定のスケジュールの変更について検討しなければならない状況となっております。 |
| | | 有識者からは、「まずは、重大事態の事案について、学校・教育委員会の課題の検討や再発防止の対応がなされ、その上で、市長部局における対応を検討すべきでないか。重大事態の調査の最終報告がなされる前に、これらを検討することは無理があるのではないか。」という御意見や「専門部署の役割において、市長の関与がポイントである。市長による要請や勧告等について、いつ、誰がどのように行うのかなど、法的な根拠や手続を明確にしておく必要がある。」といった御意見が示されました。 |
| | | 当初の予定では、7月中に骨子案を作成、8月から9月にかけてパブリックコメントを実施、その後、パブリックコメントの結果とともに、重大事態の調査を行っている旭川市いじめ防止等対策委員会から示される再発防止策を反映させて素案・案を作成、12月の第4回定例市議会で審議をしていただき条例を制定するというスケジュールを考えておりましたが、有識者の御意見を踏まえ、8月の重大事態の調査結果を反映させた骨子案を10月中に作成し、その後、11月にかけてパブリックコメントを実施し、令和5年第1回定例市議会で審議していただき条例を制定するというスケジュールに変更したいと考えております。なお、条例の施行については、令和5年4月を目指すことに変更はございません。 |
| 教 育 長 | 本 田 委 員 | 報告事項(1)「(仮称)いじめ防止条例の制定について」、御意見、御質問等がありますか。 |
| | 辻並学校教育部次長 | 本日の生活・学習A c tサミットの中で、いじめ防止に向けた児童生徒の心構えについて意見交換が行われましたが、条例に盛り込むに当たっては、条例として機能し、制定後の施策に生かせるよう、しっかりと整理を行いながら、検討を進めていただければと思います。また、市長と教育委員会の関係も整理しておくと思いいます。 |
| | | 条例の内容については、庁内検討会議や懇話会の方々から御意見をいただいているところであり、本田委員から御意見があったことについても、しっかりと検討していきたいと思ひます。子どもたちにとって、健やかで、安心できる教育環境整備のための条例であるという認識をしっかりと持ちながら、検討を進めていきます。 |
| 教 育 長 | 各 委 員 | 他に御意見、御質問等がありますか。 |
| 教 育 長 | 各 委 員 | ありません。 |
| | | それでは、報告事項(1)「(仮称)いじめ防止条例の制定について」は、報告を受けたこととします。 |
| | | <報告事項(3)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」> 重大事態とした事案に関わり、旭川市いじめ防止等対策委員会の進捗状況等について、報告を受けた。 |
| | | 《 そ の 他 》 |
| 教 育 長 | 各 委 員 | 他に、何かありますか。 |
| 教 育 長 | 各 委 員 | ありません。 |
| 教 育 長 | 各 委 員 | ありません。 |
| | | それでは、以上で令和4年7月定例教育委員会会議を終了いたします。 |
| | | 《 閉 会 》 |